

令和4年度社会的養護自立支援業務（生活相談・就労相談）委託説明書

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課発注の『令和4年度社会的養護自立支援業務（生活相談・就労相談）委託』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための企画提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

(2) 業務内容

ア 対象者

- ・児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下「施設等」という。）に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む）
- ・里親又は小規模住居型児童養育事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ・児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者

イ 地域

県児童相談所の所轄で3つの地域に分ける。

- ・賀茂・東部地域
- ・富土地域
- ・中央・西部地域

※地域ごと県内の職業紹介等を行う企業等へ委託

ウ 生活相談の実施

(ア) 生活相談支援担当職員を配置すること。

(イ) 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

(ウ) 退所を控えた者に対する支援

- 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。
- 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。
- 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。
- 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。
- 一人暮らし体験をする機会を提供する等、安定した退所後の生活を確保するための支援を行うこと。
- その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(エ) 退所後の支援

- 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「エ 就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

- d 一人暮らし体験をする機会を提供する等、安定した自立後の生活を確保するための支援を行うこと。
- e その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

エ 就労相談の実施

- (ア) 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。
- (イ) 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。
- (ウ) 雇用先となる職場の開拓を行うこと。
- (エ) 就職面接等のアドバイスを行うこと。
- (オ) 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。
- (カ) その他就労支援に必要な事業を行うこと。

(3) 履行期限

令和5年3月31日限り

(4) 契約限度額

賀茂・東部地域	4,600,000円（消費税込み）
富土地域	4,600,000円（消費税込み）
中央・西部地域	4,600,000円（消費税込み）

(5) 成果品

成果品は次のとおりとする。
実績報告書（A4版） 1部

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 有料職業紹介事業の許可を得ていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

3 企画提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書及び本業務に係る企画提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2人以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和4年2月15日（火）から令和4年3月7日（月）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(2) 提出先

別表1に示す、静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班まで提出すること。郵送、持参、電子メールのいずれの方法でも可。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

(3) 提出内容（別表2参照）

- ア 企画提案書 5部
- イ 見積書 5部

4 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

別表2により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

5 本説明書に対する質問

- (1) 本説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式自由)により提出することとし、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和4年2月15日(火)から令和4年2月22日(火)(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間)

イ 提出先

別表1に示す、静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和4年3月4日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間

イ 閲覧場所

別表1に示す、静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班

6 ヒアリング

企画提案書の提案内容等について、配置予定の担当者に対して、次のとおりヒアリングを実施し、企画提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は本業務に従事する担当者とするが、補助として担当者以外に1名の出席を認めるものとする。

(1) 実施日時

令和4年3月14日(月)

(1者に対し20分程度、詳細な時間については別途通知する。)

(2) 実施場所

詳細な場所については別途通知する。

(3) ヒアリング事項

ア 本業務に従事する担当者から企画提案書の内容について説明

イ 質疑応答

(4) その他

ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。

イ 説明に機材等が必要な場合は、企画提案書にその旨を記載し、ヒアリング時には必要となる機材等を持参すること。

7 契約予定者の特定

(1) 評価基準

企画提案書を別表3の評価項目・基準で評価し、評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、提案内容の評価において評価点の合計が満点の60%に満たない者は特定しない。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和4年3月16日(水)までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により令和4年3月16日(水)までに通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和4年3月23日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、令和4年3月29日(火)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表1に示す静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9 契約条件等

- (1) 契約書の作成
契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約保証金
免除する。

10 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報(報告)等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

11 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
また、提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その企画提案書を無効とする。
 - ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 企画提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の企画提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された企画提案書は、契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験を持つ者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 照会窓口は、別表1のとおりとする。
- (7) 契約予定者として特定された者は契約後、委託業務実施計画書を作成し提出すること。
- (8) 本業務は、令和4年度予算の議決を前提としており、議決がない場合には契約として成立しない。

別表 1 (窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

役割	部局名	電話及びFAX番号	E-mail
総合窓口	静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課 こども家庭班	TEL : 054-221-2922 FAX : 054-221-3521	kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

別表 2 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

様式 1 号を企画提案書の表紙として、以下の書類を提出すること。なお、表紙 (様式 1 号) 及び見積書 (様式 2 号) を除き様式は自由とするが、以下の項目を全て記載すること。(企画提案書例参照)

	記載事項	留意事項
1	業務地域	・本業務の実施を希望する地域を記載すること。
2	職業紹介事業許可番号	・職業紹介事業に関する許可番号等を記載すること。
3	業務実績	・事業主体の本業務若しくは類似業務の実績を記載すること。 ※類似業務とは生活相談、就労相談で想定する業務を指す。
4	業務体制	・本業務の責任者、生活相談、就労相談担当職員等の名前、保持する資格、業務実績等を記載すること。 ・1 事業者が複数地域の受託を希望する場合は、地域ごとに分けて担当者を記載すること。
5	基本方針・業務の進め方	・本業務を実施する基本方針及び進め方 (スケジュール) を記載すること。 ・業務を実施する上での留意点について、支援対象者の状況、特性等を踏まえて記載すること。 ・本業務若しくは類似業務の受託実績がある場合は、その経験も踏まえて記載すること。
6	新型コロナウイルス感染防止対策	・本業務を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染防止対策として配慮する内容を記載すること。 ・感染が蔓延した場合を想定し、電話や情報通信機器を活用した支援内容を記載すること。
7	関係者間の連携	・事業主体と継続支援計画を作成する支援コーディネーター、児童養護施設、里親、児童相談所等、対象者を支援する関係者との連携について図で示すこと。
8	生活相談	
	①支援内容	・支援内容及び手順 (実施時期) を記載すること。 ・記載に当たっては、 <u>対象者個人のニーズに応じた支援と対象者を複数集めた支援プログラム</u> (研修、セミナー等) を分けて記載すること。 ・研修、セミナーの実施を想定する場合には、テーマ、実施回数、実施場所、講師について記載すること。 ・退所を控えた者に対する支援と既に施設を退所した者に対する支援を分けて記載すること。 ・支援内容は、実現可能な内容を記載すること。
9	就労相談	
	①支援内容	・支援内容及び手順 (実施時期) を記載すること。 ・記載に当たっては、 <u>対象者個人のニーズに応じた支援と対象者を複数集めた支援プログラム</u> (研修、セミナー等) を分けて記載すること。 ・研修、セミナーの実施を想定する場合には、テーマ、実施回数、実施場所について記載すること。 ・支援内容は、実現可能な内容を記載すること。

	記載事項	留意事項
	②雇用先の開拓	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の特性を踏まえた雇用先開拓の考え方を記載すること。 事業主体が雇用先として紹介できる業種及び企業数について記載すること。
	③就職後のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> 就職後の定着率向上に向けて実施する支援内容について具体的に記載すること。 再就職が必要となった場合についてどのようなフォローを行うか、その内容について具体的に記載すること。
	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 様式2号により提出すること。 本業務に係る概算の見積金額及び算定の内訳を記載すること。 契約額は、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を見積書に記載すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記提案書の内容を補足する資料（パンフレット等）がある場合は、提案書提出部数と同数を提出すること。 提案書は、日本産業規格A4とし、20枚以内で提出すること。（パンフレット等補足資料は除く）

別表3 契約予定者の特定にかかる評価項目・基準

項目		具体的な観点	評価点
事業主体に関すること	1 業務地域	—	—
	2 職業紹介事業許可番号	—	—
	3 業務実績	・事業主体において、本業務若しくは類似業務の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。	5・4・3・2・1
	4 業務体制	・本業務若しくは類似業務の経験がある者が配置されているか。	5・4・3・2・1
業務内容に関すること	5 基本方針・業務の進め方	・本業務の趣旨及び児童養護施設の入所児童・退所児童の状況を十分理解しているか。	5・4・3・2・1
	6 新型コロナウイルス感染防止対策	・新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した支援内容や手法が提案されているか。 ・感染が継続した状態でも効果的な支援を期待できる内容か。	5・4・3・2・1
	7 関係者間の連携	・継続支援計画を作成する支援コーディネーター、児童養護施設、里親等、対象者を支援する関係者間の連携を考慮しているか。	5・4・3・2・1
	8 生活相談		
	①支援内容	・退所を控えた者に対して適切な支援が期待できるか。 ・施設等を退所した者に対して適切な支援が期待できるか。	5・4・3・2・1
	9 就労相談		
	①支援内容	・就職に直接結びつくことが期待できる内容か。	5・4・3・2・1
	②雇用先の開拓	・対象者の特徴・属性を踏まえた工夫がされているか。	5・4・3・2・1
	③就職後のフォローアップ	・就職後の定着率向上に向けた工夫がされているか。 ・再就職が必要となった場合の支援は適切か。	5・4・3・2・1
収支計画に関すること		・見積書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。	5・4・3・2・1

※審査員審査項目は1点刻み

計50点

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない）

様式1号

企画提案書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

令和4年度社会的養護自立支援業務（生活相談・就労相談）

標記業務について企画提案書を提出します。

連絡先
所 属 :
役 職 :
氏 名 :
電 話 :
E-mail :

企画提案書例

1 業務地域（希望欄に「○」を記入）

地域	希望
1 賀茂・東部地域	
2 富士地域	
3 中央・西部地域	

2 職業紹介事業許可番号

許可番号	事業主名称/ 事業所名称	事業所所在地	許可年月日

3 業務実績

受託期間	受託業務名	発注者名	内容
年 月 日～年 月 日			
年 月 日～年 月 日			

4 業務体制

	責任者	担当者 1	担当者 2	担当者 3
法人名				
区分				
氏名				
業務実績	期間： ～ 業務名：	期間： ～ 業務名：	期間： ～ 業務名：	期間： ～ 業務名：
備考				

※ 区分欄は、生活相談支援担当職員、就労相談支援担当職員のいずれかを記載してください。（生活相談支援担当職員は欄内に1（2）ウ(イ)に掲げる資格のうち、該当する資格を記載してください。生活相談支援業務を補助する立場の職員については、資格を記載する必要はありません。）

※ 業務実績欄は、本業務又は類似業務の実績を記載してください。

5 基本方針・業務の進め方

6 新型コロナウイルス感染防止対策

7 関係者間の連携

8 生活相談

(1) 退所を控えた者

ア 支援の流れ

イ 支援内容

(2) 退所後の支援

ア 支援の流れ

イ 支援内容

9 就労相談

(1) 支援の流れ

(2) 支援内容

(3) 雇用先の開拓

(4) 就職後のフォローアップ

見 積 書

令和 年 月 日

静岡県知事
川勝 平太 様

見 積 者
住 所

氏 名

印

電話番号

「令和 4 年度社会的養護自立支援業務（生活相談・就労相談）委託」について、下記金額で見積りします。

記

金	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜)

内 訳	品 名	数 量	単 価	月数又は 回数	金 額	備 考
		合 計 (税抜)				